

脱炭素社会の実現に向けた取組み

令和3年10月26日
財務省理財局

地球温暖化対策推進法の改正（総論）

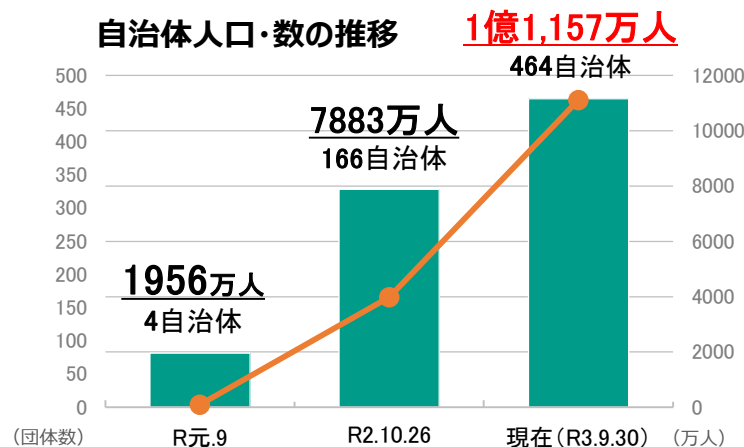
- 令和3年5月、改正「地球温暖化対策推進法」成立。
- 本改正では、「2050年までの脱炭素社会の実現」や「国民、国、地方公共団体、事業者等の密接な連携」を基本理念として規定。
- 同法に基づき、温暖化対策の総合的かつ計画的な推進のための「地球温暖化対策計画」や、政府の温室効果ガスの排出削減等の取組を定めた「政府実行計画」を策定しており、令和3年10月に改定。

＜地球温暖化対策推進法の主な改正内容＞

- ◆ 2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
 - ✓ 2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
- ◆ 地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進する認定制度の創設
 - ✓ 地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村から認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業について、手続ワンストップ化等の特例措置。
- ◆ 脱炭素経営に向けた企業のデジタル化・オープンデータ化の推進等
 - ✓ 企業の排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、開示請求の手続なしで公表。

出典：環境省

＜ゼロカーボンシティ表明自治体＞

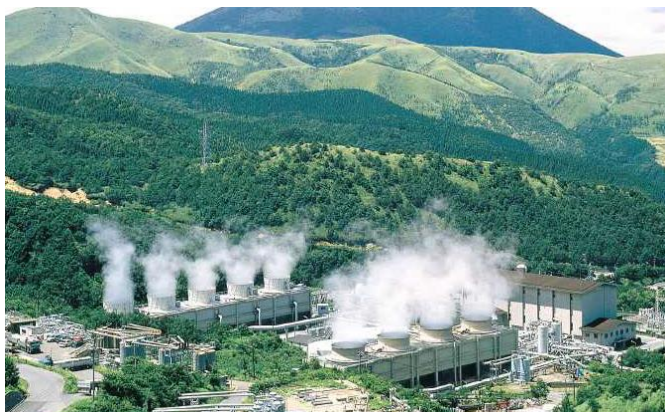


出典：環境省

脱炭素に向けた最近の動き(事例①)

- 「成長戦略実行計画(令和3年6月閣議決定)」においては、「…温暖化への対応が成長の成否を決する時代に突入している。再生可能エネルギーを最大限導入する必要がある。」との認識の下、「グリーン成長戦略」が展開。
- 各省において、様々な検討や施策が実施されているところ。

地熱発電



八丁原発電所(大分県)／出典:JOGMECパンフレット

- ✓ 「成長戦略実行計画」
「…地熱発電は…関係法令の規制の運用見直し、技術開発を通じて、大幅な導入拡大を図る。」
- ✓ 環境省自然環境局は「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」を設置。「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(局長通知)等を改正。

洋上風力発電



秋田港／出典:国土交通省

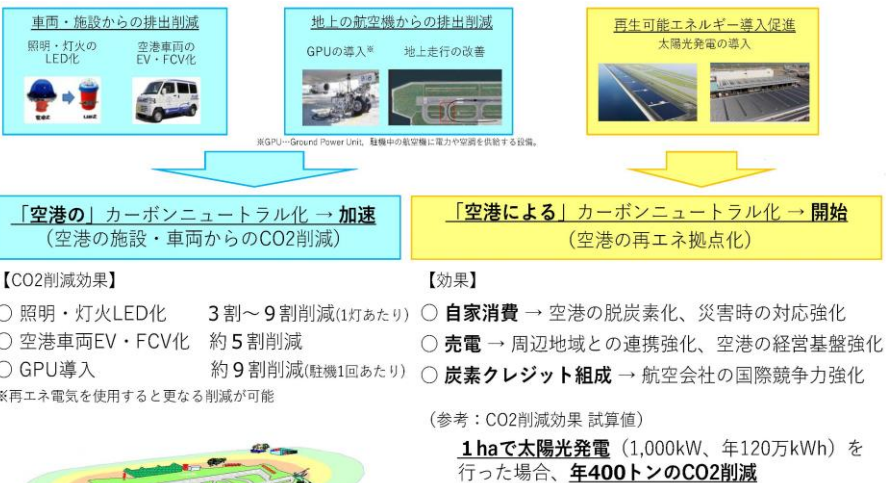
- ✓ 「成長戦略実行計画」
「…洋上風力は…2030年までに1,000万kW、2040年までに…3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する。」
- ✓ 国土交通省港湾局は、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の規模及び配置や、基地港湾を活用した地域振興について検討するため、「2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会」を設置。

脱炭素に向けた最近の動き(事例②)

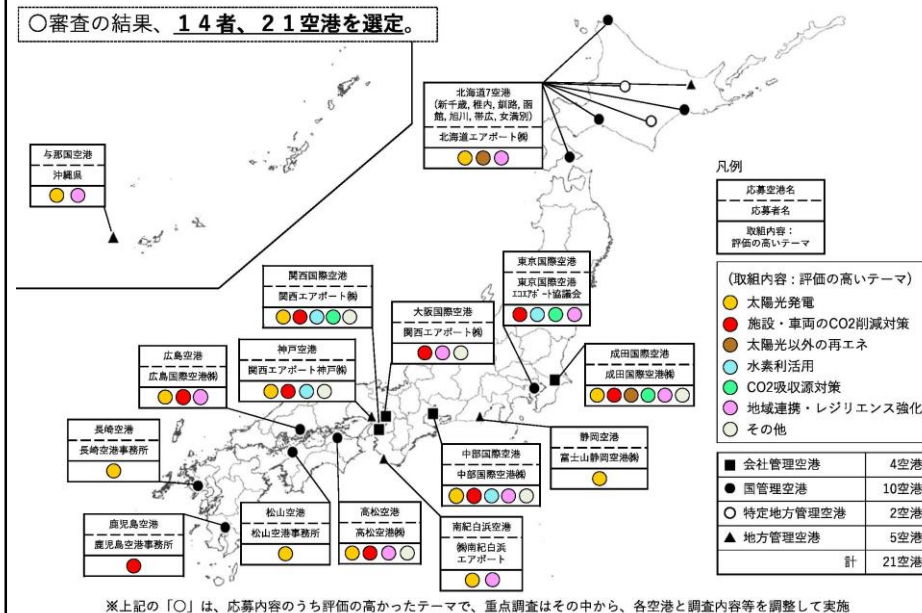
空港における脱炭素の取組

- 国土交通省航空局は、空港の再エネ拠点化方策及び空港の各施設・車両からのCO2排出を削減する方策等の具体的な検討を通じて我が国の空港の脱炭素施策を整理することを目的として、「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」を設置。

空港分野におけるCO2削減検討の方向性



重点調査空港の一覧



脱炭素に向けた最近の動き(事例③)

水素ステーション

- 成長戦略実行計画では、「水素は、発電・産業・運輸など幅広く活用されるカーボンニュートラルのキーテクノロジー」とされ、燃料電池自動車(FCV)の導入促進とともに、水素ステーションの整備について、「・・・2030年までに1,000基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備する。」とされている。

水素ステーションの整備状況

全国:開所155箇所(他12箇所整備中)
※R3年9月末現在

北海道・東北圏: 9箇所

北陸圏: 3箇所

中国・九州圏: 20箇所

関東圏: 62箇所

中京圏: 50箇所

関西・四国圏: 23箇所



小規模水素ステーション



中規模水素ステーション



大規模水素ステーション

| トヨタ自動車 | |
|---|---|
|  | <p><2014.12></p> <ul style="list-style-type: none">■ 燃料電池自動車「MIRAI」を販売開始(税込価格723.6万円) <p><2020.12></p> <ul style="list-style-type: none">■ 新型「MIRAI」が発売開始 |

| 本田技研工業 | |
|---|---|
|  | <p><2016.3></p> <ul style="list-style-type: none">■ 燃料電池自動車「CLARITY FUEL CELL」を販売開始(税込価格766万円) <p><2020.6></p> <ul style="list-style-type: none">■ 個人向けリースの取り扱い開始 |

「水素・燃料電池戦略協議会」資料/出典:経済産業省

行政財産の有効活用に係る答申での指摘

財政制度等審議会 国有財産分科会答申(令和元年6月14日)(抄)

第3 行政財産の維持管理について

1. 行政財産に関する課題

(1) 行政財産の有効活用

行政財産は、国の行政目的に直接供用される財産である一方、地方公共団体や民間からの利用要望があれば、その用途・目的を妨げない範囲で使用許可を行い、有効活用が図られているが、これまでのところ、その利用は限定的なものに留まっている。このため、地域社会のニーズへの対応と収益確保の双方の観点から、積極的に行政財産の活用を進めることが重要である。

2. 行政財産の維持管理に係る見直し内容

(1) 行政財産の有効活用

① 積極的な情報発信

行政財産については、地方公共団体や民間からの利用要望があった場合、その用途・目的を妨げない範囲で使用許可を行うことにより、有効活用が図られており、庁舎や宿舎に限らず、国立公園や道路、河川等の公共用財産についても、周辺住民などの利便性の向上に資するように有効活用が進められている。

しかしながら、その内容を見ると、庁舎や宿舎の敷地の利用は、臨時駐車場や資材置き場などの短期的なものが多く、また、地方を中心に庁舎の余剰が見られている。こうした現状も踏まえれば、使用許可制度や活用可能な財産の情報を積極的に発信し、地域社会による更なる活用を促すことで、一層の有効活用を図り、更なる収益確保につながるよう、行政財産の最適利用を進めるべきである。

具体的には、以下の取組みが考えられる。

(中略)

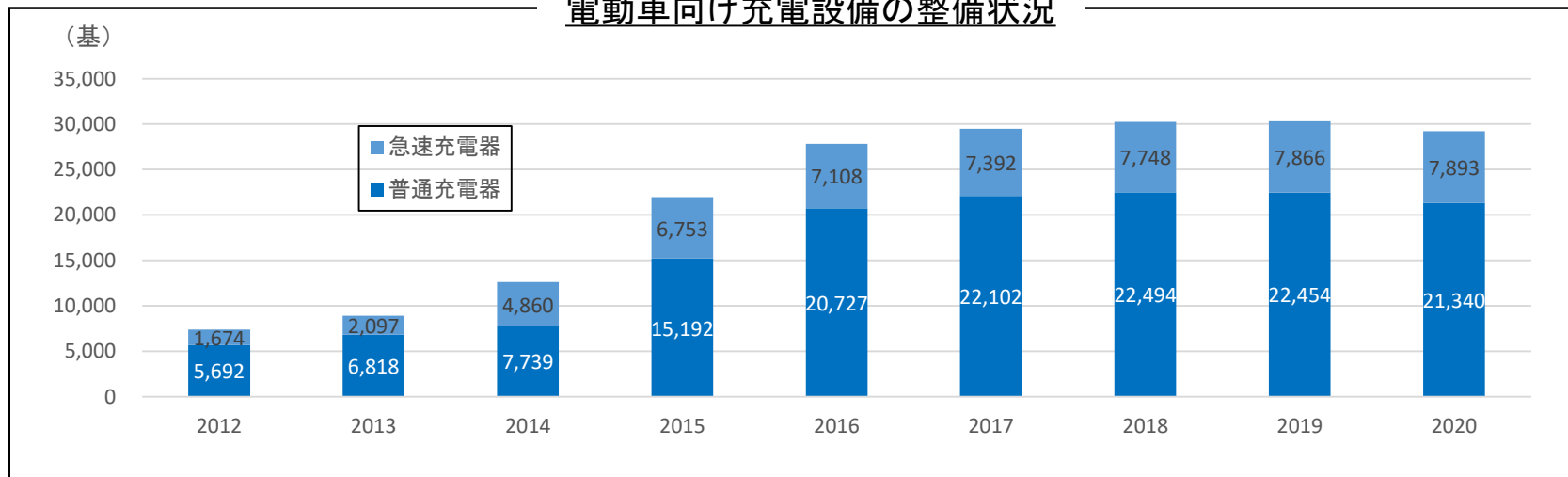
- ・ これまでも、庁舎の駐車場として、民間事業者による時間貸しの駐車場を設置している事例や、宿舎の駐車場の空き区画にカーシェアリングステーションを設置している事例など、様々な有効活用事例があることから、こうした各地域における庁舎や宿舎の有効活用事例を共有し、有効活用の検討を進める。

庁舎等の国有財産の活用が考えられるもの①

電動車向け充電設備

- 成長戦略実行計画では、電気自動車等の導入促進とともに、電気自動車向けの急速充電設備の整備について、「充電設備の不足は、電気自動車普及の妨げとなる。急速充電設備を3万基設置し、遅くとも2030年までにガソリン車並みの利便性を実現するよう、強力に整備を進める。」こととされている。

電動車向け充電設備の整備状況



出典：(株)ゼンリンの調査をもとに経済産業省が作成

庁舎等の国有財産の活用が考えられるもの①

電動車向け充電設備の種類

| | コンセント・コンセントスタンド | 普通充電器 | 急速充電器 | 超高速充電器 |
|---------|--|--|--|--|
| 充電設備の種類 | <p><例></p>  | <p><例></p>  | <p><例></p>  | <p><例></p>  |
| 出力 | 3～4kW以下 | 3～6kW以下 | 10～50kW以下 | 90～180kW以下 |
| 充電時間 | 16時間程度 (200V×15Aの場合) | 8時間程度 (200V×30Aの場合) | 30分程度 | 5～10分程度 |

○ 電動車の充電設備は比較的小規模なスペースに設置可能であるため、充電インフラ普及の観点から、例えば、国の庁舎等の駐車場やスペースの一部を事業者の使用許可することで、その普及に向けた取組みを後押しすることが可能と考えられる。



電気自動車と充電設備／出典：環境省

庁舎等の国有財産の活用が考えられるもの②

カーシェアリング・シェアサイクル

- シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動(出典:内閣官房)。
成長戦略実行計画では、ライフスタイル関連産業部分において、「・・・シェアリングを通じた行動変容を促す」とされている。

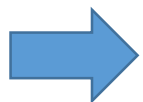


電気自動車カーシェアサービス／出典:日産シェアモビ



シェアサイクルポート(北海道庁赤れんが庁舎)／出典:国土交通省

- 前頁の電気自動車向け充電設備と同様に、電気自動車限定のカーシェアリング用駐車スペースや、シェアサイクル用駐輪スペースとしての活用も考えられる。



自治体や事業者からの相談対応を中心に、全国の財務局を活用したワンストップ相談窓口の体制整備を検討。

庁舎等の国有財産の活用が考えられるもの③

太陽光発電

- 新たな「政府実行計画」において、2030年度には政府が保有する設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこととされ、必要に応じ、PPAモデルの活用も検討することとされている。

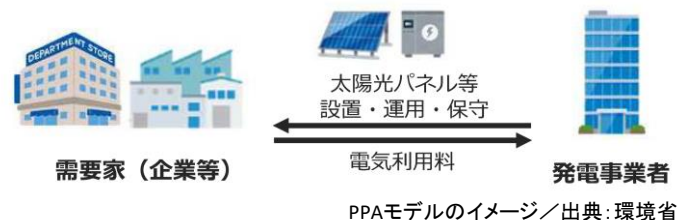


太陽光発電設備／出典：環境省

(参考) PPAモデルとは

発電事業者が、需要家(企業、家庭、公共施設等)の敷地内に、太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置・維持管理した上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み。

需要家は設置に係る初期費用やメンテナンス費用を負担せず、太陽光発電だけでは足りない電力は電力会社から購入する。



- 環境省において、国の庁舎等への太陽光発電設備の設置の促進に向け、PPAモデルの活用を推進。その際、庁舎等の屋上等を事業者の使用許可等することが想定されるが、PPAモデルは長期契約が一般的であることから、より長い使用許可期間を必要とする可能性。



国の事務・事業に支障のない範囲で、使用許可の柔軟な運用を検討。